

## 担当事務の変更について

平素から税関行政に対しご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

名古屋税関におきましては、本年 7 月 1 日付けで下記のとおり担当事務の変更を行うこととしておりますので、お知らせいたします。

### 《業務部》

平成 28 事務年度		平成 27 事務年度	
部門名	事務分掌	部門名	事務分掌
認定事業者管理官 (総括担当)	・認定事業者管理官(第1担当及び第2担当)の事務運営の調整	【新設】	
認定事業者管理官 (第1担当)	・ AEO 事業者の承認・認定に関すること ・ AEO 事業者承認・認定に係る資料及び情報の収集及び整理	認定事業者管理官 (第1担当)	・ AEO 事業者の承認・認定に関すること ・ AEO 事業者承認・認定に係る資料及び情報の収集及び整理 ・認定事業者管理官(第1担当及び第2担当)の事務運営の調整
認定事業者管理官 (第2担当)	・ AEO 事業者の承認・認定に関すること ・ AEO 事業者承認・認定に係る資料及び情報の収集及び整理	認定事業者管理官 (第2担当)	・ AEO 事業者の承認・認定に関すること ・ AEO 事業者承認・認定に係る資料及び情報の収集及び整理

### 《清水税関支署》

平成 28 事務年度		平成 27 事務年度	
部門名	事務分掌	部門名	事務分掌
【廃止】		税関相談官	・ 税関事務に関する相談及び苦情

## 《中部空港税関支署》

平成 28 事務年度		平成 27 事務年度	
部門名	事務分掌	部門名	事務分掌
統括監視官 (総括第 1 部門担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港監視事務の総括</li> <li>・制限区域立入管理</li> </ul>	統括監視官 (総括部門担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港監視事務の総括</li> <li>・制限区域立入管理</li> <li>・空港監視事務の庶務・管理事務</li> </ul>
統括監視官 (総括第 2 部門担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港監視事務の庶務・管理事務</li> </ul>	【新設】	
統括監視官 (旅具取締部門担当 [旅具通関担当第 9 班])	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入国旅客の携帯品・託送品の通関・検査</li> </ul>	【新設】	

## 《静岡空港出張所》

平成 28 事務年度		平成 27 事務年度	
部門名	事務分掌	部門名	事務分掌
統括監視官 (第 1 部門担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括</li> <li>・監視許可</li> <li>・旅具通関・取締</li> <li>・保税</li> <li>・通関</li> </ul>	統括監視官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括</li> <li>・監視許可</li> <li>・旅具通関・取締</li> <li>・保税</li> <li>・通関</li> </ul>
統括監視官 (第 2 部門担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視許可</li> <li>・旅具通関・取締</li> <li>・保税</li> <li>・通関</li> </ul>	【新設】	

## 《稲永出張所》

平成 28 事務年度		平成 27 事務年度	
部門名	事務分掌	部門名	事務分掌
【廃止】		統括審査官 (通関総括部門担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務管理</li> <li>・通関総括</li> <li>・保税</li> </ul>
統括審査官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保税</li> <li>・通関</li> <li>・収納</li> </ul>	統括審査官 (通関部門担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通関</li> <li>・収納</li> </ul>

## 《西部出張所》

平成 28 事務年度		平成 27 事務年度	
部門名	事務分掌	部門名	事務分掌
統括審査官 (通関第 2 部門担当)	・ 輸入通関事務 (39～49・72～83 類)	統括審査官 (通関第 2 部門担当)	・ 輸入通関事務 (39～49 類)
統括審査官 (通関第 3 部門担当)	・ 輸入通関事務 (50～71 類)	統括審査官 (通関第 3 部門担当)	・ 輸入通関事務 (50～63 類)
統括審査官 (通関第 4 部門担当)	・ 輸入通関事務 (84～99 類) ・ 自社個人マニュアル 申告 ・ 窓口電子申告端末に よる申告	統括審査官 (通関第 4 部門担当)	・ 輸入通関事務 (64～85 類)
【廃止】		統括審査官 (通関第 5 部門担当)	・ 輸入通関事務 (86～99 類) ・ 自社個人マニュアル 申告 ・ 窓口電子申告端末に よる申告
統括審査官 (通関第 5 部門担当)	・ 輸出通関事務	統括審査官 (通関第 6 部門担当)	・ 輸出通関事務

【お問い合わせ先】  
各部署所担当窓口又は  
総務部総務課総務第 1 係  
TEL 052-654-4010